

森林環境税（国税）、住民税（市・県民税）非課税範囲

清須市（2級地）の場合

○森林環境税（国税）、均等割・所得割（住民税）がかからない方

- ・生活保護法により生活扶助を受けている人
- ・1月1日現在、障害者、未成年者（1月1日現在18歳未満の方）、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと2,044,000円未満）の人
- ・前年の合計所得金額が41.5万円以下（給与収入では96.5万円以下）の人
- ・扶養親族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
31.5万円×親族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）＋18.9万円＋10万円

親族数	基本額	加算額	基準額(A)	給与収入
1人 ×	315,000	+ 100,000 =	415,000 以下	965,000 以下
2人 ×	315,000 + 189,000 +	100,000 =	919,000	1,469,000
3人 ×	315,000 + 189,000 +	100,000 =	1,234,000	1,783,999
4人 ×	315,000 + 189,000 +	100,000 =	1,549,000	2,098,999
5人 ×	315,000 + 189,000 +	100,000 =	1,864,000	2,779,999

本人のみの場合は1人とする。

合計所得金額 ≤ 基準額(A) を下回れば森林環境税・均等割・所得割が非課税となる。

○均等割・所得割（住民税）がかからない方

- ・生活保護法により生活扶助を受けている人
- ・1月1日現在、障害者、未成年者（1月1日現在18歳未満の方）、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと2,044,000円未満）の人
- ・前年の合計所得金額が42万円以下（給与収入では97万円以下）の人
- ・扶養親族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
32万円×親族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）＋18.9万円＋10万円

親族数	基本額	加算額	基準額(A)	給与収入
1人 ×	320,000 +	+ 100,000 =	420,000	970,000
2人 ×	320,000 + 189,000 +	100,000 =	929,000	1,479,000
3人 ×	320,000 + 189,000 +	100,000 =	1,249,000	1,899,999
4人 ×	320,000 + 189,000 +	100,000 =	1,569,000	2,355,999
5人 ×	320,000 + 189,000 +	100,000 =	1,889,000	2,815,999

本人のみの場合は1人とする。

合計所得金額 ≤ 基準額(A) を下回れば均等割・所得割が非課税となる。

○所得割がかからない方

- ・前年の総所得金額等が45万円以下（給与収入では100万円以下）の人
- ・扶養親族があり、前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人
35万円×親族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）＋32万円＋10万円

親族数	基本額	加算額	基準額(A)	給与収入
1人 ×	350,000	+ 100,000 =	450,000 以下	1,000,000 以下
2人 ×	350,000 + 320,000 +	100,000 =	1,120,000	1,703,999
3人 ×	350,000 + 320,000 +	100,000 =	1,470,000	2,215,999
4人 ×	350,000 + 320,000 +	100,000 =	1,820,000	2,715,999
5人 ×	350,000 + 320,000 +	100,000 =	2,170,000	3,215,999

本人のみの場合は1人とする。

総所得金額等 ≤ 基準額(A) を下回れば所得割が非課税となる。